

北広島市次世代育成支援特定事業主行動計画に基づく 平成 29 年度の状況

この計画に基づく平成 29 年度の状況についてお知らせします。

1 計画の策定

次世代育成支援特定事業主行動計画の後半に係る計画を策定しています。

2 相談体制

職員課で各種制度等に関する個別の相談や質問に対応しました。

3 休暇等の取得状況



休暇等の種類	説明	取得人数	取得日数等
配偶者出産休暇	子の出生時の父親の特別休暇。3 日まで取得できます。	8 人	17 日
育児特別休暇	1 歳未満の乳児を育てる場合の休暇で 1 日 2 回、各 60 分取得できます。	1 人	6 日と 6 時間
配偶者の産前産後期間の子の養育のための休暇	配偶者の出産予定の 6 週間前から出産後 8 週間までの期間に小学校就学前の子を養育する職員がその養育のため、5 日まで取得できます。	4 人	14 日
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する職員が病気やけがをした子の世話をするため、年間 5 日まで取得できます。(子が 2 人以上の場合は 10 日まで)	20 人	78 日と 6 時間
育児休業	職員が 3 歳に達する前の子を養育する場合に取得できます。	8 人	—
育児部分休業	職員が小学校就学前の子を養育する場合に、1 日 2 時間以内の部分休業ができます。	6 人	各 1 年間
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する職員が、育児のため 1 日又は週当たりの勤務時間を短縮して勤務できます。	1 人	1 年間